

静岡地方裁判所委員会（第52回）議事概要

第1 日時

令和6年12月3日（火）午後3時00分から午後5時00分まで

第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

河合隆晴、北嶋小枝、高妻理愛、近藤真、杉田直樹、鈴木重治、瀧和彦、日野直子、平井智恵子、村松正博、吉崎佳弥、吉田博紀（五十音順、敬称略）

（説明者）

静岡地方裁判所民事首席書記官、静岡地方裁判所刑事首席書記官、同事務局長

（事務局）

静岡地方裁判所次席書記官、同事務局総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務係長

第4 議題

業務の標準化を進める上での隘路とそれを解決する方策について
～業務のデジタル化を典型とする、業務自体のありようを標準化する
必要が生じた場合を念頭に～

第5 議事

1 委員の異動

事務局から委員の異動について報告された。

2 新任委員からの自己紹介

3 前々回議題「若手の活力を生かす方策について」のフォローアップ

4 議題についての説明及び意見交換

(1) 説明者からの本日の議題についての概要説明等

(2) 質疑応答及び意見交換

（○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者等）

- 大学では例えば学生の成績を管理するシステムで進級や卒業の判定を行っています。これも、昔は教員が目で1つ1つみていました。また、研究費の会計処理のためのシステムについても、標準化されたフォーマットに従って処理しています。

システムは定期的に更新を行う必要があり、その開発は大学ではなくベンダーが行います。おそらくベンダーは良かれと思ってインターフェイスを変えるのですが、利用者としては、せっかく体に染みついていたのに、またいちいちマニュアルを引きながら処理しなければならないという、ある意味ストレスを感じる状況が起きました。

裁判所に限らず、現場でシステムを使って仕事をする人たちの目線での標準化やシステムの仕様設計を検討することが大事だと感じている次第です。

- 行政では、国の指導に基づき、令和8年3月末までに、戸籍や生活保護など20種の業務について、情報システムを標準化する方向で動いています。裁判所からの概要説明では、標準化の隘路の一つとして担当者のこだわりが例示されていましたが、行政では、国から業務仕様が細かく示されるため、国から示された業務と自分たちが現に行っている業務とにどんな差異があるか、差異のうちプラスで行っているものは何かなどの整理作業を行っています。規模の小さな市町であれば国が示す期限までに何とかできるのかもしれませんが、ある程度の規模の自治体になると、ベンダーにとって相当な業務量となるため、作業自体を引き受けることのできるベンダーの数にも限りがあり、期限までに間に合わせる事が難しい自治体が相当数あると聞いています。

裁判所に関しては、前回の委員会で示された組織横断型意見交換会の資料にも、システムのことがたくさん書かれていましたが、どのような事務が一番「標準的」なのかを整理しないと、皆さんが使いやすいシステムを開発することは難しいのではないかと思います。

- 私たちは静岡労働局関係の仕事をすることが多いのですが、一昔前までは各ハローワークで様式がそれぞれ違うことがあり、各ハローワークに、FAXでその様式を送ってもらっていました。ところが、あるとき

からFAXを使用してはいけないこととなったため、静岡労働局のHPからダウンロードする方式となり、否が応でも各ハローワーク間の様式の違いは解消されました。これは想像ですが、この統一様式は、各ハローワークの様式を比較して作成されたのだと思います。

裁判所の概要説明にあったように、担当者にこだわりがあることはよく分かりますが、これからはますます育児や介護などで代替要員が入ることが予想される中、一から説明しなくても仕事ができる環境を整備することは大事ではないかと考えます。

- 金融業界については、私が入社した1980年代から今に至るまでの40年弱の期間は、デジタル化及び自動化が進められた歴史と言っても過言ではありません。この期間の経験をもとにお話しします。

まず、事務処理は大きく2種類に分けることができると考えています。1つは、簡単だが大量に処理しなければならない事務。銀行でいえば、送金事務は日々何万件とありますが、A支店からB支店に何月何日に何円を送金するかという事務は、極めてシステム化しやすいと言えます。このような種類の事務は、担当者によって事務の内容が変わることはありません。

もう1つは、担当者の裁量が入る仕事。この種類の事務は、ケースバイケースの対応が必要な場合が多く、システム化には向いていないと考えています。というのも、コストに合わないわけです。ケースバイケースの事務まで自動化するとなると、ものすごく色々な場合分けに従ったソフトウェアの開発を行う必要があり、インターフェイスをユーザーフレンドリーにすることまで考えると、単純な送金事務などと比べてお金がかかります。そうすると、経営の判断としては、経済合理性の観点から、今のまま人間の手でやればよいということになるわけです。

そして、マニュアル的なものに従っているとはいえ、その内容が属人化しているものですから引継ぎが難しく、また引き継ぐには年期もかかります。こういった部分は金融機関に限らずどこの業界にもあるのではないのでしょうか。近時はAIを使ってかなりの部分までシステム化できるという話を聞いておりますので、この技術によりカバーできればよい

のですが、想像するに、裁判所で取り扱う案件は1件1件が他と違って人の裁量が入るわけですから、振込事務とは格段に重さが違う事案ではないでしょうか。

- 職員がこだわりを持っているという話は、よく分かります。例えば、システムに入れるべきデータは決まっていますが、そのデータ処理については、1つ1つ手作業でやってもいいのですが、エクセルに強い人ならマクロを組んで処理することがあります。そして、本人も良かれと思ってそのツールを同じ部署の人に勧めるのですが、その人が異動してしまうと、残された方はツールに使われているマクロの中身が分かっているわけではないので、大元のシステムの仕様が変わったときに、ツールを改修することができずに対応できないという事態が生じます。

こういった工夫はいろんなところで行われているのだと思いますが、工夫を吸い上げて標準化のヒントとするとか、業務の効率的な処理方法をメンバー全員でシェアできるような取組みがあっても良いのではないかと感じました。

- 今のお話、大変興味深く伺っておりました。標準化というのは、ものすごく出来る人あるいは工夫したい人にとっては、腕をもがれるといえますか、そういった側面がある一方で、そこまでなかなかいっていない人にとってはレベルアップになるという両面があり、そこが隘路になっているように思います。なぜこのレベルに落とさなければならないのかと言いますと語弊がありますが、そういったところで標準化への軋轢が生まれてしまうようにも感じておりますので、標準化を進めてこられた各業界の工夫などをお聞かせいただければと思います。
- 検察庁についても、1つ1つの業務が違いますので、なかなか標準化が難しいと感じています。システム化や標準化をしなくて良いのかという点については、検察庁でも検討しているところですが、民事手続以上に刑事手続はシステム化などが進んでおりません。

1つ1つ事件は異なりますので、全体を一気にシステム化や標準化をすることは難しいですが、例えば無免許運転など、全件同じではありませんが比較的なじみやすいものから始めていくしかないと感じておりま

す。

- 裁判に似た県の手続としては行政不服申立てがありますが、裁判と同様に様々な案件があります。これは常に行う事務ではないため、各部署の担当者も不慣れであり、効率面等でばらつきがあるものと認識しております。

このような状況を改善しなければならないと思っていますので、研修をしたり、マニュアルをより細かなものにするなどの対応を考えていきたいと思っています。

- システムのマニュアルについて、マニュアルを作ったベンダーは必要な記載は全てマニュアルに入っていると言いますが、利用者としては検索性が悪いと感ずることがあります。システムの利用者は何かシステムでやりたいことがあるからマニュアルを見るのだと思いますが、そのやりたいことをキーとして該当ページにたどり着くことが難しいのです。

マニュアルについても、例えば応援に来てくれた方などが、やりたいことをキーに検索できるようなものであるとありがたいと思います。

- △ 民事部門では、令和7年1月から全国統一のシステムが導入される予定です。このシステムが扱う手続は、地方裁判所における民事の裁判だけでなく、簡易裁判所で行う諸手続など比較的多岐にわたります。マニュアルだけ見ると300ページもありますが、本システムでは、AIを利用して、キーワードを入れると参照したいマニュアルの箇所が表示される機能を搭載しております。

- ハローワークの様式が統一された件について質問をさせていただきたいのですが、利用者にとってのメリットデメリットについて御教示いただけないでしょうか。

- デメリットはあまり感じていません。

メリットについては、一部の申請が全国統一のシステムとして電子申請になったことはとても大きいと感じています。また、様式についても、今までは開庁時間にハローワークに行ったりFAXしてもらったりして様式を入手するしかなかったところ、現在はHPでどこからでも24時間入手できるようになっており、大きなメリットであると感じています。

御質問に対する回答としては以上なのですが、標準化の検討メンバーについて、私たちの世代のようにこだわりが強い世代ではなく、若手も加わってもらえると良いのではないのでしょうか。検討にあたってはなぜここでこういう事務が必要なのかななどを調べる機会もあるでしょうから、若手の勉強にもなると思います。標準化の検討を行う際には、ぜひ若手のチームでやるというのではないかと思います。

- 先ほど私が申し上げたとおり、裁量が必要な業務と、A支店からB支店への振込みのように全く人の判断が必要ない業務とがありますが、それぞれどのように標準化を進めていくかというところが課題になると思います。そして、振込のような業務については、いったん入力したら人の手を離れてシステムにお任せすればよいので、これは標準化やシステム可が容易だと思います。

一方で裁判所の業務のように、人の裁量が必要な業務については、裁量までシステムに放り投げるわけにはいきませんから、目線を変えて、いかにその裁量を標準化するかという観点が必要になってくるのではないのでしょうか。そして、それによって時間がどのくらい節約できるかという観点が、業務の効率性を高める上で必要になると思います。

例えば、ある事件や裁判についてその要件を入力すると、判例や法令などが出てくるような、いわゆるビッグデータ管理ができれば、最終的には人が判断するにせよ、その助けになる情報をデジタル化により素早く得られることにより時間の短縮につながるのではないのでしょうか。ひいては、最終的に、ベテランでも初心者でも判断が収れんしていくことが考えられます。これが、人の判断が必要な業務に関する標準化に資するのではないかと思います。

もっとも、ビッグデータを作るためのコストや日々変化する法令等を最新化し続けるためのコストについては私には分かりませんが、そういうやり方が裁判所の業務については必要ではないかと。

- 今の意見のように様々なデータを1つのビッグデータとして扱うという視点は、非常に大切だと感じました。そのときになかなか難しいのが、例えばある判例について、それはいつの時代の判例で、そのときの

法律がどうだったのかななどの情報です。法律が変われば司法判断も変わるでしょうから、そこはテキストデータだけではなかなか追いきれない、あるいは追うのが難しいところもあるでしょう。そうすると、とても手間がかかるので現実的な例ではないかもしれませんが、各データのアイテムごとに適切なタグ付けをしておくなどの対応も考えられるかもしれません。

時代や時系列によって意味が変わるタイプのデータについては、生のテキストデータだけを掘り出しても処理が難しいと思います。タグ付けのように、時系列ごとの変化に対応できる工夫を入れておくことが、ビッグデータを処理する際に大事な側面なのではないかと、皆様の御意見をうかがっている中で感じました。

- 弁護士や弁護士会については、IT化・デジタル化が非常に遅れている分野だと思っています。裁判所が既に実施しているデジタル化についても、多くの弁護士が十分に対応できているとは言い難い状況であると感じています。

弁護士の業界でデジタル化が進まない原因としては、教育というよりは世代の差が大きいと思っています。例えば、今盛んに報じられている健康保険証のデジタル化についても、若い世代にとっては何が問題なのかもわからないのかもしれません。そのような若い世代に、弁護士や弁護士会のIT化・デジタル化を進める取組みに積極的に関与してもらう必要があると思います。

- 標準化・デジタル化を何のために行うのかと考えたときに、仕事をする人たちがより正確に効率的に間違いなく仕事ができるようにするという側面と、利用者がサービスを等しく公平に受けられるようにするという側面があると感じています。標準化は決して悪いことではありませんが、その目的が抜けてしまい、「とにかく標準化」という状況はまずいと思います。標準化を行うことが、働いている人や利用者にとってよいことなのかという視点を持つことが重要だと考えます。

実体験として、今まで紙で年末調整を行っていたものを、システムを通じて行うようになりました。その際、今までは実際に支払った保険料

を全て記載していましたが、システムに入力していると、一定額以上の保険料を入力しても無駄であるということをシステムが表示してくれるようになり、今まで馬鹿正直に全て記載していたのは何だったのかという思いをしたことがありました。仕事の話とは少し違いますが、標準化されたフォーマットを使ったときに、このやりかたっていいよね、楽になったよねと思えるようなものになると良いのではないかと感じた次第です。

- 色々な意見を頂戴することによって後押しをしていただき、業務の標準化を進めていく勇気をいただきました。若手の意見をきちんと拾って、それをヒントに標準化を進めていくことが大事であるということをお伺いしましたが、改めて私たちの進むべき道として認識させていただきました。また、現場での工夫をヒントにすることや、標準化を進めるにも目的を定めるのが重要であることについても気づかせていただきました。

裁判や裁判官は独立でなくてはならず、裁判官が判断する事項は常に裁量豊かである必要があります。そして、このことが裁判官以外の職員である書記官等にも影響し、仮に標準化してもおかしくない事務があったとしても、それぞれの職員がこうあるべきだという発想を優先させてしまい、個々に異なる取扱いをするといったことがあるのかもしれない。

もちろん、裁判所のそのような文化も重要ですので、良い部分は失わないようにしつつも、その文化が我々の進化、発展を阻害しているのであれば改善を図っていく必要もあると思います。

今後も、本日頂いた御意見を参考に、利用者にとって利用しやすい存在を目指すとともに、私たち内部においても合理的な事務を進められるような組織に成長する努力をしていきたいと思いを致しました。

本日はありがとうございました。

5 次回テーマ

「制度施行後15年を超えた裁判員裁判の到達点と今後の課題について」

6 次回期日の調整

追って調整（令和 7 年 5 月頃を予定）